

議案第 5 号

令和 7 年度高石市一般会計補正予算

令和 7 年度高石市一般会計補正予算

令和 7 年度の高石市一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 13,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29,068,080千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 6 月 1 6 日 提出

高石市長 畑 中 政 昭

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
14. 国庫支出金		6,086,813	13,200	6,100,013
	2. 国庫補助金	1,154,225	13,200	1,167,425
歳 入	合 計	29,054,880	13,200	29,068,080

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4. 衛生費		2,089,867	13,200	2,103,067
	1. 保健衛生費	1,289,007	13,200	1,302,207
歳 出	合 計	29,054,880	13,200	29,068,080

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金	6,086,813	13,200	6,100,013
歳入合計	29,054,880	13,200	29,068,080

歳 出 (単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
4. 衛生費	2,089,867	13,200	2,103,067	13,200	0	0	0	0
歳 出 合 計	29,054,880	13,200	29,068,080	13,200	0	0	0	0

2 歳 入

(款) 14. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3. 衛生費国庫補助金	72,232	13,200	85,432	1. 保健衛生費補助金	13,200	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業） 13,200
計	1,154,225	13,200	1,167,425			

3 歳 出

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費 (単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					節		説 明		
				特 定 財 源				一般財源	区 分	金 額			
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他						
5. 環境対策費	40,949	13,200	54,149	13,200					18. 負担金補助 及び交付金	13,200	環境対策費	13,200	
											18 負担金補助及び交付金		
											13,200		
											太陽光発電設備設置補助金	8,500	
											蓄電設備設置補助金	4,700	
計	1,289,007	13,200	1,302,207	13,200									

議案第6号

再審法改正を求める意見書

本案を裏面のとおりに提出する。

令和7年6月18日

高石市議会

議長 明石宏隆様

提出者

高石市議会議員

木戸 晃
松田 亜季
吉田 佳代子
二瓶 貴博
森 博英

再審法改正を求める意見書

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。えん罪被害者の人権救済は、人権国家を標ぼうするわが国にとってはもちろん、地域住民の人権を護る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題といえる。

ところで、えん罪被害者を救済するための制度としては「再審」がある。しかし、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このように、いわば「再審のルール」が存在しない状態となっているため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によって区々となっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要である。過去の多くのえん罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それがえん罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。したがって、えん罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

しかも、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられている。しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、いわば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

以上の２点以外にも、冒頭で指摘したように再審法の規定が少なく、とりわけ、審理の在り方については、明文の規定が存在せず、裁判所の広汎な裁量に委ねられていることから、証拠開示以外の局面でも、時に「再審格差」と呼ばれるように、裁判所の訴訟指揮に大きな差が生じるという問題がある。そこで、再審請求手続における手続規定に関しても、速やかに整備する必要がある。

よって、えん罪被害者を一刻も早く救済するために、今こそ次の点について、再審法を速やかに改正すべきである。

- 1 再審請求手続における証拠開示の制度化
- 2 再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止
- 3 再審請求手続における手続規定の整備

以上、地方自治法第９９条に基づき意見書を提出する。

令和７年６月１８日

高 石 市 議 会

議案第7号

米価の抑制及び米の安定供給を求める意見書

本案を裏面のとおり提出する。

令和7年6月18日

高石市議会

議長 明 石 宏 隆 様

提 出 者

高石市議会議員

木 戸 晃
松 田 亜 季
吉 田 佳代子
二 瓶 貴 博
森 博 英

米価の抑制及び米の安定供給を求める意見書

昨年来、スーパー等での米の販売価格は昨年の２倍以上に達するなど、現下の精米販売価格は異常な値動きを見せており、家計を圧迫している。

この米の価格上昇の主な要因は、２０２３年の猛暑により、米の収穫量が減少し、供給量が減ったことや、コロナ禍で一時的に低迷していた外食需要が回復し、それに加えて訪日外国人観光客の増加により、米の需要が急増したこと、さらには、米の供給量が減少し、需要が増加したことで、集荷業者間の買い付け競争が激化したことなど複合的な要素が影響したと言われている。

そのような状況の中、政府は、本年２月、米価高騰の抑制や流通の目詰まりを解消するため備蓄米の活用を決定。３月には２回に分けて計２１万トンの入札を実施するとともに、２０２５年産が出回る前の７月まで、備蓄米を毎月放出すると発表している。

しかしながら、米の価格上昇は続き、農水省が５月１２日に発表した米の平均店頭価格は１８週ぶりに下落したものの、いまだ過去最高値圏で推移している。

よって、政府におかれては、生産者、消費者双方にとって納得のできる米の価格の抑制に努めるとともに、米の安定供給に向けた抜本的な対策を講じるよう強く要望する。

記

一、備蓄米の活用や流通の円滑化等を推進することにより、生産者、消費者双方にとって納得のできる米の価格の抑制に努めること。また、備蓄米については、消費現場にその効果が表れるまでの間、活用を継続すること。

一、今後の、米の生産・販売の推進に向けた見直しについては、各産地が全国の需要に応じた生産量を確保できるよう、取組計画書や営農計画書等の機動的な変更を可能とするとともに、産地との密な意見交換やきめ細やかな情報提供を行うこと。

以上、地方自治法第９９条に基づき意見書を提出する。

令和７年６月１８日

高 石 市 議 会